

# 【参考】自殺総合対策大綱の構成（旧大綱との比較）

## 旧「自殺総合対策大綱」

### 第1 はじめに

- 1.自殺総合対策の現状と課題
- 2.自殺総合対策における基本認識

### 第2 自殺総合対策大綱の基本的考え方

- 1.社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
- 2.国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
- 3.段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる
- 4.関係者の連携による包括的な生きる支援を強化する
- 5.自殺の実態に即した施策を推進する
- 6.施策の検証・評価を行いながら、中長期的に視点に立って、継続的に進める
- 7.政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する
- 8.国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

### 第3 自殺を予防するための当面の重点施策

- 1.自殺の実態を明らかにする
- 2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3.早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 4.心の健康づくりを進める
- 5.適切な精神科医療を受けられるようにする
- 6.社会的な取組で自殺を防ぐ
- 7.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 8.遺された人への支援を充実する
- 9.民間団体との連携を強化する

### 第4 自殺対策の数値目標

#### 第5 推進体制等

- 1.国における推進体制
- 2.地域における連携・協力の確保
- 3.施策の評価及び管理
- 4.大綱の見直し

## 新たな「自殺総合対策大綱」

### 第1 自殺総合対策大綱の基本理念

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- <自殺は、その多くが追い込まれた末の死である>
- <年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>
- <地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する>

### 第3 自殺総合対策の基本方針

- 1.生きることの包括的な支援として推進する
- 2.関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3.対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4.実践と啓発を両輪として推進する
- 5.国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

### 第5 自殺対策の数値目標

#### 第6 推進体制等

- 1.国における推進体制
- 2.地域における計画的な自殺対策の推進
- 3.施策の評価及び管理
- 4.大綱の見直し